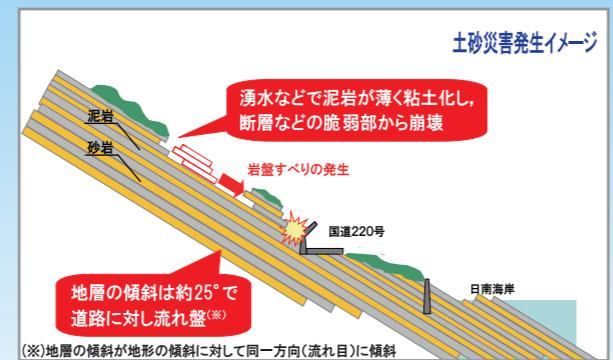


地形・地質の特徴

地形 当地域は、比較的急峻な地形で、鶴戸山塊が海岸まで迫っています。特に、海岸部は波食による荒々しい海食崖を形成し岬地形が作られています。

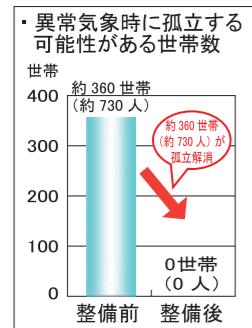
地質 当地域は、砂岩・泥岩の互層で形成される『宮崎層群』という地層で構成され、雨にもろく崩れやすい地質となっています。特に、『宮崎層群』の泥岩は乾湿の繰り返しによって土砂化する性質を持っており、種々のタイプの土砂災害の原因となっています。



整備効果

■整備効果 1：孤立集落の解消

日南防災（北区間）により、鶯巣地区、伊比井地区、富土地区、小目井地区、宮浦地区の約360世帯、約730人の孤立が解消する。また孤立集落の解消により、孤立に伴う様々な問題の解決が図られる。



孤立集落の解消に伴う地域への影響

- いつでも診療が受けられる。（診療機会の確保）
- 異常気象時においても登下校が可能となる。（教育機会の確保）
- 食料品などの生活物資を安定して購入できる。
- 安定した観光収入が確保される。



■整備効果 2：迂回の解消

通行止めが生じる時間が年平均約20時間 ⇒ 0時間となり、迂回が解消される。また迂回の解消により、迂回に伴う様々な問題の解決が図られる。

迂回の解消に伴う地域への影響

- 救急搬送が迅速に行える。
- 安心して通勤できる。



通行規制情報の確認方法

国道220号は、連続雨量が170mmに達した場合や落石の恐れがある場合等に通行止めになります。
以下の方法で雨量や通行止め、画像等の情報を確認できます。

◆スマートフォン用URL
【宮崎河川国道事務所「道路の規制状況」】
<http://www.qsr.mlit.go.jp/miyazaki/bousai/top.html?gmn=mapDR2>



◆従来型携帯電話（いわゆる“ガラケー”）
【九州地方整備局「九州みち情報 雨による通行止」】
<http://road.qsr.mlit.go.jp/michi/i/d01-dan-a-45-02-xx-220-1.html>



※1. アーメルシステム（通行規制メール自動配信）は、平成30年3月末をもって終了致しました。
※2. 情報料は無料ですが、通信料金は利用者の負担となります。
※3. 現在復旧中の志戸辻地区は、降雨等により通行が危険と判断される場合に通行止めになります。

日南海岸さらめきライン

日本島景街道

スマートフォン用

従来型携帯電話用

日南海岸地域シニック・バイウェイ推進協議会は「住んで良し、訪れて良しの魅力ある地域づくり」を目指して、日南海岸地域（宮崎市・日南市・串間市）において、「うつくし」「もてなし、いやし」「神話と歴史」をコンセプトに道空間づくりに取り組んでいます。

活動例紹介

詳しくはホームページをご覧ください
<http://www.kirameki-line.com>

2019.3

国道220号

日南防災(北区間)

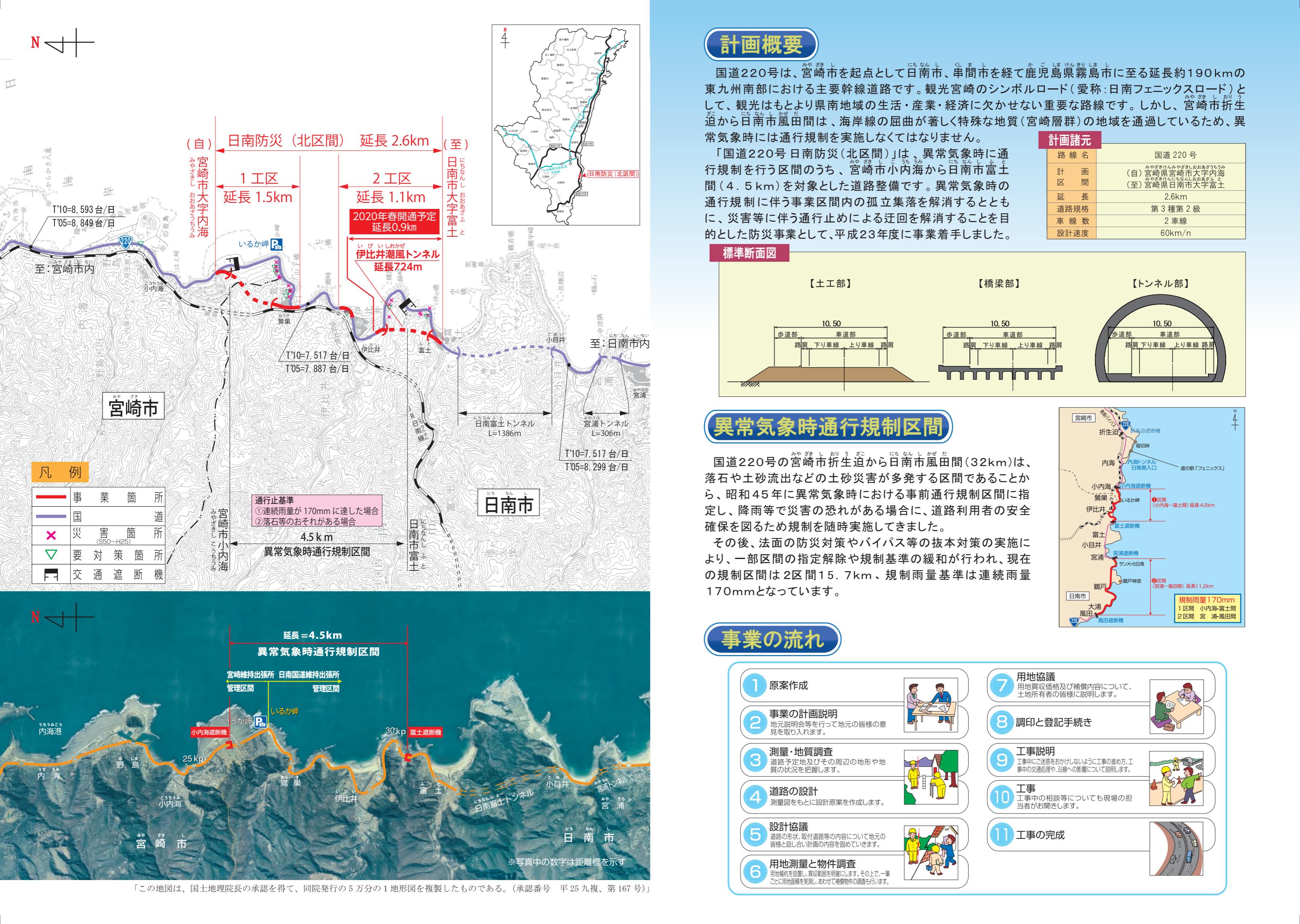


平成 11 年 6 月災害(鶯巣地区)



平成 2 年 9 月災害(伊比井地区)





計画概要

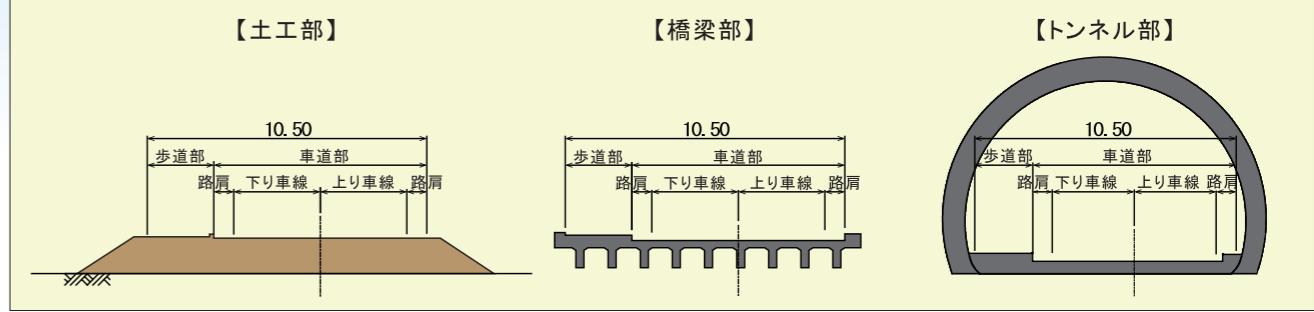
国道220号は、宮崎市を起点として日南市、串間市を経て鹿児島県霧島市に至る延長約190kmの東九州南部における主要幹線道路です。観光宮崎のシンボルロード（愛称：日南フェニックスロード）として、観光はもとより県南地域の生活・産業・経済に欠かせない重要な路線です。しかし、宮崎市折生迫から日南市風田間は、海岸線の屈曲が著しく特殊な地質（宮崎層群）の地域を通過しているため、異常気象時には通行規制を実施しなくてはなりません。

「国道220号 日南防災（北区間）」は、異常気象時に通行規制を行う区間のうち、宮崎市小内海から日南市富土間（4.5km）を対象とした道路整備です。異常気象時の通行規制に伴う事業区間内の孤立集落を解消するとともに、災害等に伴う通行止めによる迂回を解消すること目的とした防災事業として、平成23年度に事業着手しました。

計画諸元

路線名	国道220号
計画区間	（自）宮崎県宮崎市小内海（至）宮崎県日南市大字富土
延長	2.6km
道路規格	第3種第2級
車線数	2車線
設計速度	60km/h

標準断面図



異常気象時通行規制区間

国道220号の宮崎市折生迫から日南市風田間（32km）は、落石や土砂流出などの土砂災害が多発する区間であることから、昭和45年に異常気象時における事前通行規制区間に指定し、降雨等で災害の恐れがある場合に、道路利用者の安全確保を図るために規制を隨時実施してきました。

その後、法面の防災対策やバイパス等の抜本対策の実施により、一部区間の指定解除や規制基準の緩和が行われ、現在の規制区間は2区間15.7km、規制雨量基準は連続雨量170mmとなっています。



事業の流れ

- 原案作成
- 用地協議
- 事業の計画説明
- 測量・地質調査
- 道路の設計
- 用地測量と物件調査
- 用地協議
- 調印と登記手続き
- 工事説明
- 工事
- 工事の完成